

事業シート（概要説明書）

事業名	敬老祝品・表敬訪問事業		事業開始年度	平成21年度				
上位施策名	高齢者の福祉を充実する		担当局・部名	福祉部				
根拠法令等	老人福祉法、加古川市敬老記念品贈呈要綱		担当課・係名	高齢者・地域福祉課				
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務		作成責任者	釜江鹿津子				
実施の背景	加古川市の65歳以上の高齢者人口は63,073人で高齢化率は23.3%となっており、これら的高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らす環境を整備する必要があります。そのためには、高齢者自身が長寿に喜びを感じるができることや、より多くの市民が高齢者の福祉について、関心と理解を深め敬老意識を高める取組が必要です。 市取り組みとして、長年にわたり社会に貢献してきた高齢者を敬い、長寿を祝うため、男女の最高齢者及び90歳、100歳を迎える方に記念品の贈呈や表敬訪問を行う「敬老祝品・表敬訪問事業」を実施しています。 敬老祝品については、以前には敬老祝い金を贈呈していましたが、長寿の記念として残るよう、平成21年度より金銭給付から記念品給付に変更しています。							
目的 (何をどうしたいのか)	長寿の節目を祝うことにより、高齢者自身に喜びや生きがいを感じてもらおうとともに、これらの市の敬老事業の取り組みを通じて、より多くの市民が高齢者の福祉に関心と理解を深め、敬老意識を高めることで、高齢者の福祉の充実を推進する。							
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	男女の最高齢者及び年度内に90歳、100歳を迎えられる方			対象者数（全住民に対する割合）			
					642 人 (0.24 %)			
	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理 (委託先又は指定管理者:)						
		<input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕 (補助先: 実施主体:)						
		<input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先:) <input type="checkbox"/> その他 ()						
	事業内容 (手段、手法など)	事業内容（箇条書き）		事業費		活動指標		
今年度中に90歳、100歳を迎える方を把握		千円	640人					
男女最高齢者、90歳、100歳の祝品等の準備		8,400	千円	642件				
100歳の方、男女の最高齢者宅に訪問の調整			千円	42件				
100歳の方、男女の最高齢者宅の訪問			千円	42件				
	100歳、90歳の方に記念品（毛布）贈呈			千円	640人			
関連事業 (同一目的事業等)	地域敬老事業							
コスト	26年度（予算）		25年度（決算）		24年度（決算）		23年度（決算）	
	事業費合計	12,929千円	8,400千円	5,130千円	10,053千円			
	事業費内訳 (平成25年度分)	○賞賜金 8,350,380円 男女最高齢者記念品、90歳、100歳の方の記念品、 男女最高齢者・100歳の方の表敬状額縁 ○消耗品費 10,927円 事務用品 ○印刷製本費 38,808円 表敬状印刷製本費						
	担当正職員	0.1人 785千円	0.1人 785千円	0.1人 785千円	0.1人 785千円			
	臨時職員等	0.25人 544千円	0.25人 544千円	0.25人 544千円	0.25人 544千円			
人件費合計	0.35人 1,329千円	0.35人 1,329千円	0.35人 1,329千円	0.35人 1,329千円				
総事業費	14,258千円	9,729千円	6,459千円	11,382千円				
財源 内訳	国県支出金							
	国県支出金の内容							
	地方債							
	その他特財							
	その他特財の内容							
一般財源	14,258千円	9,729千円	6,459千円	11,382千円				
財源合計	14,258千円	9,729千円	6,459千円	11,382千円				

事業シート（概要説明書）

事業名		敬老祝品・表敬訪問事業			事業開始年度	平成21年度		
事業実績	活動実績	【活動指標名】（実績値/目標値）			単位	H25年度	H24年度	H23年度
		対象者数			人	642	597	578
		表敬訪問件数（100歳及び男女最高齢者）			件	42/42	40/40	37/37
						/	/	/
					/	/	/	
単位当たりコスト	総事業費	/	対象者数	千円	15	11	20	
事業成果	成果目標 （指標設定理由等）	地域において、多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うとともに、高齢者福祉の増進や地域住民の敬老意識の高揚を図ることで高齢者福祉の充実を目指しており、敬老祝品を贈呈した人数（90歳）、敬老祝品を贈呈・表敬した人数（100歳・男女最高齢者）、高齢者や障がい者に対する支援に満足している市民の割合（注）を成果目標とする。 注1：加古川市総合計画策定時H26調査速報値、注2：同左H20調査						
	成果 （目標達成状況）	【成果指標名】（実績値/目標値）			単位	H25年度	H24年度	H23年度
		90歳の敬老祝品を贈呈した人数			人	598	557	541
		男女最高齢者・100歳の敬老祝品を贈呈・表敬した人数			人	42	40	37
高齢者や障がい者に対する支援に満足している市民の割合			%	36.2(注1)	—	30(注2)		
事業の自己評価 （今後の事業の方向性、課題等）	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 統合 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 完了 節目となる年齢で長寿を祝ってもらうことは、高齢者にとって喜びであり、生きがいつくりにつながるものと考えている。また、事業を通じて、より多くの市民に高齢者の福祉に関心と理解を深めてもらう機会となり、敬老意識の向上につながっていると考えられるため、今後も継続して実施する。 しかしながら、敬老祝品等の贈呈については、今後の高齢者人口の増加等、社会環境の変化に合わせ、内容や方法など、事業の見直しを検討していく必要がある。							
比較参考値 （他自治体での類似事業の例など）	別紙のとおり							
特記事項	県が「100歳高齢者祝福事業」の実施にあたり、「100歳高齢者祝福事業調査要領」に基づき、100歳到達者数や状況、100歳以上高齢者夫婦等の調査依頼がある。							

○老人福祉法

(昭和三十八年七月十一日)

(法律第百三十三号)

(基本的理念)

第二条 老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。

(平二法五八・一部改正)

(老人福祉増進の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、老人の福祉を増進する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、老人の福祉に関係のある施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて、前二条に規定する基本的理念が具現されるように配慮しなければならない。

3 老人の生活に直接影響を及ぼす事業を営む者は、その事業の運営に当たっては、老人の福祉が増進されるように努めなければならない。

(老人の日及び老人週間)

第五条 国民の間に広く老人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人に対し自らの生活の向上に努める意欲を促すため、老人の日及び老人週間を設ける。

2 老人の日は九月十五日とし、老人週間は同日から同月二十一日までとする。

3 国は、老人の日においてその趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとし、国及び地方公共団体は、老人週間において老人の団体その他の者によつてその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう奨励しなければならない。

(平一三法五九・全改)

加古川市敬老記念品贈呈要綱

(目的)

第1条 この要綱は、多年にわたり社会につくしてきた高齢者に対して敬老記念品(以下「記念品」という。)を贈呈することにより、高齢者を敬愛し長寿を祝うとともに高齢者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 記念品の贈呈対象者は、毎年度、当該年度中に90歳及び100歳に達する者で、当該年度9月1日現在、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により本市の住民基本台帳に記録されている者とする。

(記念品)

第3条 記念品は、毎年度、当該年度の予算の範囲において市長が定めるものとし、次に定める区分により贈呈する。

- (1) 90歳の者 20,000円相当の記念品
- (2) 100歳の者 30,000円相当の記念品

(贈呈時期)

第4条 記念品は、毎年9月に対象者に贈呈するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、贈呈時期を変更することができる。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

敬老祝品・表敬訪問事業調べ(平成23年度)

	敬老祝品等		備考	最高齢者			備考
	祝品	祝い金		祝品	祝い金	訪問	
加古川市	○		90歳・100歳	○		○	男女の最高齢者
赤穂市		○	88歳・99歳		○	○	男女の最高齢者・最高齢夫婦
西脇市		○	77歳・88歳・99歳	○		○	100歳以上
宝塚市	○		100歳				特になし
三木市	*○	○	77歳・88歳・99歳・100歳以上 *100歳到達者訪問				特になし
高砂市	*○	○	77歳・101歳以上 *100歳到達者訪問(表彰状)				特になし
川西市		○	100歳		○	○	最高齢者
小野市	*○	○	77歳・88歳・99歳・100歳・101歳以上 *100歳は祝い金と花鉢				特になし
三田市	○		100歳・100歳以上	○		○	男女の最高齢者・最高齢夫婦
加西市		○	88歳・100歳	○		○	男女の最高齢者
たつの市	*○	○	77歳・88歳・100歳 *100歳以上	○	○	○	男女の最高齢者・最高齢夫婦
姫路市		○	77歳・88歳・100歳 *100歳以上	○		○	男女の最高齢者・最高齢夫婦
尼崎市	○		100歳	○		○	男女の最高齢者
明石市		○	77歳・88歳・100歳 *100歳以上				特になし
西宮市	○		88歳・100歳	○		○	男女の最高齢者
洲本市		○	88歳・99歳・100歳以上	○		○	男女の最高齢者
芦屋市	*○	○	88歳・99歳 *100歳				特になし
伊丹市	○		100歳	○		○	男女の最高齢者
相生市		○	77歳・100歳		○	○	男女の最高齢者・最高齢夫婦
豊岡市	○		100歳以上	○		○	男女の最高齢者・最高齢夫婦
篠山市	○		88歳・100歳・101歳				特になし
養父市		○	100歳				特になし
丹波市		○	77歳・88歳・99歳・100歳				特になし
南あわじ市	*○	○	80歳以上 *100歳以上	○		○	市内最高齢者・旧町最高齢者
朝来市		○	100歳	○		○	男女の最高齢者・最高齢夫婦
淡路市		○	77歳・88歳・99歳	○		○	最高齢者・合計190歳以上の夫婦
宍粟市		○	80歳・88歳・100歳	○		○	男女の最高齢者・最高齢夫婦
加東市	*○	○	77歳・88歳・99歳・100歳 *100歳				特になし

事業シート (概要説明書)

事業名	地域敬老事業		事業開始年度	平成21年度					
上位施策名	高齢者の福祉を充実する		担当局・部名	福祉部					
根拠法令等	老人福祉法、 加古川市補助金等交付規則、加古川市地域敬老事業補助金交付要綱		担当課・係名	高齢者・地域福祉課					
事務区分	■自治事務 □法定受託事務		作成責任者	釜江鹿津子					
実施の背景	<p>加古川市の65歳以上の高齢者人口は63,073人で高齢化率は23.3%となっており、これらの高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らす環境を整備する必要があります。町内会や自治会が自主的に実施している「地域敬老事業」は、高齢者自身に長寿の喜びや生きがいを感じてもらうとともに、高齢者の見守りや地域の住民の敬老意識の向上、地域のネットワークづくりに有効であり、高齢者が安心して暮らせる環境づくりに有効であり、市が支援すべき事業であるため、敬老事業を実施する町内会等に対し、「地域敬老事業補助金」を交付しております。</p> <p>敬老会開催については、以前は市が直接実施していましたが、地域で実施している敬老事業を支援することが高齢者福祉の充実推進に効果的であるため、平成21年度より市の敬老会を廃止し、町内会等で実施する敬老事業を補助することとしています。</p>								
目的 (何をどうしたいのか)	<p>町内会等の地域敬老事業を支援することにより、地域で高齢者の長寿を祝う取り組みが行いやすくなり、より多くの町内会等で実施できるようになる。その結果、多くの高齢者の喜びや励みとなるとともに、地域の人の敬老意識の向上や地域のネットワークづくり、地域の見守りににつながり、高齢者の福祉の充実を推進する。</p>								
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	①敬老事業を実施する町内会・自治会 ②70歳以上の市民		対象者数 (全住民に対する割合)					
				43,816	人 (16.3 %)				
	実施方法	□直接実施							
		□業務委託 又は □指定管理 (委託先又は指定管理者:)							
		■補助金 [直接・間接] (補助先: 町内会・自治会 実施主体: 町内会・自治会)							
		□貸付 (貸付先:) □その他 ()							
事業内容 (手段、手法など)	事業内容 (箇条書き)		事業費		活動指標				
	全町内会に対し補助金制度を周知、申請書の送付		126	千円	321町内会				
	申請書の受付・審査			千円	233件				
	補助金の交付		17,597	千円	233件				
	事業報告書の受付・審査			千円	233件				
	補助金の額の確定・精算			千円	233件				
関連事業 (同一目的事業等)	敬老祝品・表敬訪問事業								
コスト	26年度 (予算)		25年度 (決算)		24年度 (決算)		23年度 (決算)		
	事業費合計	18,653千円	17,723千円	17,220千円	15,831千円				
	事業費内訳 (平成25年度分)	○印刷製本費 25,200円 補助金申請関係書類印刷 ○通信運搬費 101,000円 補助金申請関係書類送付郵送料 ○補助金 17,597,060円							
	担当正職員	0.35人	1,029千円				0.35人	2,749千円	
	臨時職員等			0.35人	1,009千円	0.35人	1,009千円		
	人件費合計	0.35人	1,029千円	0.35人	1,009千円	0.35人	1,009千円	0.35人	2,749千円
	総事業費	19,682千円	18,732千円	18,229千円	18,580千円				
財源 内訳	国県支出金								
	国県支出金の内容								
	地方債								
	その他特財								
	その他特財の内容								
	一般財源	19,682千円	18,732千円	18,229千円	18,580千円				
財源合計	19,682千円	18,732千円	18,229千円	18,580千円					

事業シート（概要説明書）

事業名		地域敬老事業			事業開始年度	平成21年度		
事業実績	活動実績	【活動指標名】（実績値/目標値）			単位	H25年度	H24年度	H23年度
		地域敬老事業周知団体数			団体	321/321	321/321	321/321
		補助金交付件数			件	233/295	221/276	209/276
						/	/	/
					/	/	/	
単位当たりコスト	総事業費	/	補助金交付件数	千円	80	82	88	
事業成果	成果目標 （指標設定理由等）	地域において、多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うことを目的とした敬老事業が、より多くの町内会等において実施されることを目指しているため、敬老事業を実施した町内会数（※）と事業の対象となった高齢者の人数を成果目標とする。 ※実施町内会数と活動実績の補助金交付件数との相違は、複数の町内会が連合体で実施する場合があるため						
	成果 （目標達成状況）	【成果指標名】（実績値/目標値）			単位	H25年度	H24年度	H23年度
		地域敬老事業実施町内会数			町内会	261/321	268/321	256/321
		敬老事業対象者数			人	40,520/43,816	38,702/42,327	35,223/40,021
				/	/	/		
事業の自己評価 （今後の事業の方向性、課題等）	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 統合 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 完了 地域敬老事業として、世代間交流や高齢者の外出機会の創出、高齢者訪問など、地域で工夫して行われており、地域のネットワークづくりや安否確認、高齢者の生きがづくりなど高齢者福祉の増進に寄与しているため、今後もそのような地域の取組に対して補助金の交付を継続する。 しかしながら、敬老会開催事業は時代背景とともに、内容は変化しており、今後も高齢者の増加が見込まれる中、環境の変化とともに必要に応じて見直す必要がある。 今後の課題としては、高齢者の増加により、補助金額は年々増加しているため、補助基準額について一定期間ごとに見直しの必要がある。							
比較参考値 （他自治体での類似事業の例など）	別紙のとおり							
特記事項								

地域敬老事業補助金申請状況

地区名	町内会名	対象者数	対象者への申請可能額	町内会申請人数	交付決定額	H25申請	H24申請	H23申請	備考
篠原町地区	篠原町1丁目	7	3,500	6	3,000	25	24	23	連合会で実施
	篠原町2丁目	7	3,500	13	6,500	25	24	23	
	カピル専門店			10	5,000	25	24	23	H23新規
	篠原町3丁目	20	10,000	17	8,500	25	24	23	
	篠原町4丁目南	9	4,500	12	6,000	25	24	23	
	篠原町4丁目北	69	32,000	79	44,000	25	24	23	
	篠原町5丁目	35	18,000	32	18,000	25	24	23	
	ウヰズマークス加古川駅前	28	13,000	29	13,000	25	24	23	H23新設町内会
	篠原地区連合会	175	84,500	198	104,000	8	8	8	
寺家町地区	寺家町地区連合	489							連合会で実施
	居屋河原	41	23,000	41	23,000	25	24	23	
	生駒町	24	13,000	24	13,000	25	24	23	
	寺家町1丁目	35	18,000	35	18,000	25	24	23	
	寺家町2丁目	36	18,000	36	18,000	25	24	23	
	寺家町3丁目	48	23,000	48	23,000	25	24	23	
	南本町1丁目	23	13,000	23	13,000	25	24	23	
	南本町2丁目	36	18,000	36	18,000	25	24	23	
	南本町3丁目	41	23,000	41	23,000	25	24	23	
	小門口	28	13,000	28	13,000	25	24	23	
	大川町	54	32,000	54	32,000	25	24	23	
	泊町1丁目	63	32,000	63	32,000	25	24	23	
	東本町	60	32,000	60	32,000	25	24	23	
				258,000	489	258,000	12	12	12
本町地区	本町1丁目	79	44,000	79	44,000	25	24	23	
	本町2丁目	62	32,000	62	32,000	25	24	23	
	本町3丁目	86	44,000	86	44,000	25	24	23	
	西本町1丁目	122	70,000				24	23	
	西本町2丁目	66	32,000	69	32,000	25	24	23	
	西本町3丁目								
	泊町2丁目	134	70,000	134	70,000	25	24	23	
		549	292,000	430	222,000	5	6	6	
鳩里地区	木村	388	160,000	388	160,000	25	24	23	
	稲屋	443	160,000	360	160,000	25	24	23	
	友沢	242	100,000	242	100,000	25	24	23	
	西河原	109	57,000	104	57,000	25	24	23	
	粟津	460	190,000	460	190,000	25	24	23	
	南粟津	245	100,000	245	100,000	25	24	23	
	北在家	440	160,000	440	160,000	25	24	23	
	備後	215	100,000	205	100,000	25	24	23	
	南備後	135	70,000	135	70,000	25	24		
	楠木平	179	80,000	179	80,000	25	24	23	
	加古川西団地	225	100,000	223	100,000	25	24	23	
	鳩里団地	57	32,000	56	32,000	25	24	23	

地域敬老事業補助金申請状況

地区名	町内会名	対象者数	対象者へ 入 申請可能額	町内会 申請人数	交付決定 額	H25 申請	H24 申請	H23 申請	備考
鳩里地区	サンロイヤル	42	23,000						
	ベル・アーバニティ加古川Ⅱ	4	2,000						
		3,184	1,334,000	3,037	1,309,000	12	12	11	
氷丘地区	大野	470	190,000	453	190,000	25	24	23	
	西大野	195	80,000	195	80,000	25	24	23	
	中津	886	230,000	898	230,000	25	24	23	
	河原第1	331	140,000	331	140,000	25	24	23	
	河原第2	76	44,000	72	32,000	25	24	23	
	河原第3	282	120,000	273	120,000	25	24	23	
	河原第4	139	70,000	139	70,000	25	24	23	
	溝之口1丁目	44	23,000	44	23,000	25	24	23	
	溝之口2丁目	150	70,000	145	70,000	25	24	23	
	溝之口3丁目	149	70,000	148	70,000	25	24	23	
	東溝之口	117	57,000	125	57,000	25	24	23	
	平野	229	100,000	229	100,000	25	24	23	
	美乃利	539	190,000	539	190,000	25	24	23	
	間形	207	100,000	207	100,000	25	24	23	
	ネオハイツ加古川	30	13,000						
	グリーンシティ	138	70,000	136	70,000	25	24	23	
	河原シティパーク加古川	19	9,500	19	9,500	25	24	23	
	県営河原住宅	74	32,000	67	32,000	25	24	23	
	エンブレイス加古川	13	6,500						
	リベール加古川シティWEST	13	6,500						
リベール加古川シティWEST弐番館	7	3,500							
		4,108	1,625,000	4,020	1,583,500	17	17	17	
神野町	西条	237	100,000	230	100,000	25	24	23	
	東神野	98	44,000	98	44,000	25	24	23	
	神野西	79	44,000	48	23,000	25	24	23	
	神野北	64	32,000	64	32,000	25	24	23	
	西之山	86	44,000	81	44,000	25	24	23	
	福留	138	70,000	134	70,000	25	24	23	
	石守	389	160,000	375	160,000	25	24	23	
	山手	142	70,000	138	70,000	25	24	23	
	朝日ヶ丘	1	500						
	高岡	342	140,000	330	140,000	25	24	23	
	東山手	109	57,000	110	57,000	25	24	23	
	西条北山	6	3,000						
	石守団地	167	80,000	127	70,000	25	24	23	
	南山	66	32,000	66	32,000	25	24	23	
	日岡苑	113	57,000	111	57,000	25	24	23	
	グリーンタウン	165	80,000	155	80,000	25	24	23	
		2,202	1,013,500	2,067	979,000	14	14	14	
新神野	新神野1丁目	79	44,000	79	44,000	25	24	23	
	新神野2丁目	146	70,000	146	70,000	25	24	23	

地域敬老事業補助金申請状況

地区名	町内会名	対象者数	対象者へ入 申請可能額	町内会 申請人数	交付決定 額	H25 申請	H24 申請	H23 申請	備考
新神野	新神野2丁目南	231	100,000	245	100,000	25	24	23	
	新神野3丁目	189	80,000	189	80,000	25	24	23	
	神野駅北団地	34	18,000	41	23,000	25	24	23	
	新神野4丁目	96	44,000	93	44,000	25	24	23	
	新神野5丁目	76	44,000	70	32,000	25			H25新規
	新神野6丁目	211	100,000	211	100,000	25	24	23	
	新神野7丁目	171	80,000	162	80,000	25	24	23	
	新神野8丁目	158	80,000	158	80,000	25	24	23	
	西条山手	262	120,000	262	120,000	25	24	23	
		1,653	780,000	1,656	773,000	11	10	10	
野口町中地区	野口	403	160,000	403	160,000	25	24	23	
	良野中	135	70,000	135	70,000	25	24	23	
	良野北	114	57,000	114	57,000	25	24	23	
	良野東	98	44,000	98	44,000	25	24	23	
	良野西	113	57,000	113	57,000	25	24	23	
	坂元	256	120,000	255	120,000	25	24	23	
	北野	169	80,000				24	23	
	宮前	40	18,000						
	野口マンション	21	13,000						
	良野ひょうき団地	62	32,000	62	32,000	25	24		
	野口阪神団地	157	80,000	153	80,000	25	24	23	
	東加古川ハイタウン	183	80,000	183	80,000	25	24	23	
	野口バースタウン	21	13,000						
	ローズヴィラ東加古川	49	23,000	49	23,000	25	24	23	
	エメラルド東加古川	7	3,500						
	ロイヤルシャトー東加古川	21	13,000						
		1,849	863,500	1,565	723,000	10	11	10	
野口町南地区	古大内	298	120,000	298	120,000	25	24	23	
	二屋	439	160,000	440	160,000	25	24	23	
	坂井	100	44,000	100	44,000	25	24	23	
	坂井西	101	57,000	101	57,000	25	24	23	
	鵜	225	100,000	225	100,000	25	24	23	
	長砂	270	120,000						
	円長寺	147	70,000	147	70,000	25	24	23	
	サニーハイツ	20	10,000						
	長砂団地	74	32,000	70	32,000	25	24	23	
	新長砂	75	32,000	74	32,000	25	24	23	
	加古川日光ハイツ	11	5,500						
	サーパス加古川	7	3,500				24		
	東長砂	4	2,000						
		1,771	756,000	1,455	615,000	8	9	8	
野口町北地区	水足	435	160,000	435	160,000	25	24	23	
	北野北	113	57,000	121	57,000	25	24	23	
	北野新田	239	100,000	245	100,000	25	24	23	

地域敬老事業補助金申請状況

地区名	町内会名	対象者数	対象者へ入 申請可能額	町内会 申請人数	交付決定 額	H25 申請	H24 申請	H23 申請	備考
野口町北地区	横蔵寺	310	140,000	310	140,000	25	24	23	
	烏が岡	325	140,000	325	140,000	25	24	23	
	花園	79	44,000	79	44,000	25	24	23	
	新北野	155	80,000	155	80,000	25	24	23	
	北野昭和苑	209	100,000	209	100,000	25	24	23	
	野口団地	66	32,000						
	ハピアガーデン	2	1,000						
		1,933	854,000	1,879	821,000	8	8	8	
平岡町中地区	新在家	544	190,000	544	190,000	25	24	23	
	西谷	139	70,000	145	70,000	25	24	23	
	高畑	278	120,000	278	120,000	25	24	23	
	山之上	291	120,000	291	120,000	25	24	23	
	向	274	120,000	274	120,000	25	24	23	
	池ノ内	241	100,000	241	100,000	25	24	23	
	東芳苑	65	32,000	67	32,000	25	24	23	
	殿ノ山	36	18,000	34	18,000	25	24	23	
	蛭池	114	57,000	105	57,000	25	24	23	
	西垣内	30	13,000						
	数池の沢	82	44,000	79	44,000	25	24	23	
	ストークビレッジ東加古川	4	2,000						
		2,098	886,000	2,058	871,000	10	10	10	
平岡町南地区	二俣	486	190,000	486	190,000	25	24	23	
	中野	141	70,000	141	70,000	25	24	23	
	八反田	67	32,000	67	32,000	25	24	23	
	一色	470	190,000	470	190,000	25	24	23	
	西芳苑	36	18,000						
	南芳苑	201	100,000	200	80,000	25	24	23	
	平岡神鋼	1	500						
	楠ヶ丘	160	80,000	160	80,000	25	24	23	
	川重東加古川社宅	1	500						
	万葉ハイツ	41	23,000	41	23,000	25	24		
	ルイシャトレ	10	5,000						
平岡町南地区	ジークレフ加古川東	15	7,500	14	7,000	25	24	23	
	プレステージ加古川V	6	2,500						
		1,635	719,000	1,579	672,000	8	8	7	
平岡町東地区	平岡町東地区町内会連合会								
	土山	497	190,000	497	190,000	25	24	23	
	土山駅前	18	9,000				24	23	
	緑が丘	165	80,000	154	80,000	25	24	23	
	東山	123	57,000	123	57,000	25	24	23	
	土山西	35	18,000	35	18,000	25	24	23	
	平岡団地	194	80,000	194	80,000	25	24	23	
	城の宮第1団地	42	23,000	42	23,000	25	24	23	
城の宮県営住宅	27	13,000	25	13,000	25	24	23		

地域敬老事業補助金申請状況

地区名	町内会名	対象者数	対象者へ入 申請可能額	町内会 申請人数	交付決定 額	H25 申請	H24 申請	H23 申請	備考
平岡町東地区	城の宮団地南地区	49	23,000	49	23,000	25	24	23	
	土山北	13	6,500				24	23	
	城の宮第一住宅	148	70,000	148	70,000	25	24	23	
	城の宮第二住宅	139	70,000	134	70,000	25	24	23	
	リベール土山Ⅰ	12	6,000				24	23	
	喜瀬川台	42	23,000				24	23	
	リベール土山Ⅱ	4	2,000				24	23	
	プレステージⅢ	6	3,000				24	23	
	ウインヒルズ土山	8	4,000				24	23	
	土山ウイングス	8	4,000	3	1,500	25	24	23	
	セレッソコート加古川	6	3,000				24	23	
	ブランズガーデン加古川土山	3	1,500				24	23	
		1,539	686,000	1,404	625,500	11	20	20	
平岡町北地区	野辻	124	57,000	116	57,000	25	24	23	
	寺田	61	32,000	61	32,000	25	24	23	
	東加古川住宅	245	100,000	231	100,000	25	24	23	
	高畑北	221	100,000	221	100,000	25	24	23	
	高下	358	160,000	352	160,000	25	24	23	
	北芳苑	412	160,000	412	160,000	25	24	23	
	黒深	144	70,000	140	70,000	25	24	23	
	岸の下	158	80,000	158	80,000	25	24	23	
	鶴池タウン第1	131	70,000	131	70,000	25	24	23	
	鶴池タウン西	83	44,000	61	32,000	25	24	23	
	鶴池宿舎								
	ネオハイツ東加古川	2	1,000	1	500	25	24	23	
	つつじ野	35	13,000				24	23	
	野口山	61	32,000	54	32,000	25	24	23	
	新在家北	58	32,000	63	32,000	25	24	23	
	今寺タウン	6	3,000	6	3,000	25		23	H25新規
	川重加古川社宅	0	0						
		2,099	954,000	2,007	928,500	14	14	15	
尾上町	長田	661	230,000	661	217,000	25	24		
	養田	232	100,000	232	100,000	25	24	23	
	池田	934	230,000	934	230,000	25	24	23	
	オーミケンシ社宅	2	1,000						
	砂鉄	23	13,000	23	13,000	25	24	23	
	口里	885	230,000	885	230,000	25	24	23	
	安田	413	160,000	351	160,000	25	24		
	今福	341	140,000	341	140,000	25	24	23	
	浜の宮住宅	60	32,000	60	32,000	25	24	23	
	尾上団地	117	57,000	114	57,000	25	24	23	
	美サシ	30	13,000						
	十王堂	18	9,000	14	7,000	25	24		
	出林	14	7,000	14	7,000	25	24	23	

地域敬老事業補助金申請状況

地区名	町内会名	対象者数	対象者へ 入 申請可能額	町内会 申請人数	交付決定 額	H25 申請	H24 申請	H23 申請	備考
尾上町	養田北	66	32,000	66	32,000	25	24	23	
	ローレルハイツ浜の宮	93	44,000	93	44,000	25	24	23	
	旭	75	32,000	76	44,000	25	24	23	
	養田南	302	140,000	302	140,000	25	24	23	
	大崎	213	100,000	213	100,000	25	24	23	
	尾上グリーンハイツ	69	32,000	69	32,000	25	24	23	
	セザール加古川	14	7,000	14	7,000	25	24		
	シャルヴィ加古川	24	13,000						
	Mプラザ参番館								口里に編入
		4,586	1,622,000	4,462	1,592,000	18	18	14	
別府町	新野辺第1	370	160,000	370	160,000	25	24	23	
	新野辺第2	153	80,000	147	70,000	25			H25新規
	新野辺第3	105	57,000	103	57,000	25	24	23	
	新野辺第5	161	80,000	161	80,000	25			H25新規
	新野辺第6	207	100,000						
	新野辺第7	127	70,000	110	57,000	25	24		
	新野辺第8	14	7,000						
	新野辺第9	169	80,000	169	80,000	25	24	23	
	北別府	434	160,000						
	中別府	148	70,000	148	70,000	25			H25新規
	別府	341	140,000						
	西脇	138	70,000	140	70,000	25	24	23	
	マンハイム加古川	133	70,000						
	パレ・ロワイヤル	12	6,000						
		2,512	1,150,000	1,348	644,000	8	5	4	
八幡町	下村	163	80,000	163	80,000	25	24	23	
	野村	109	57,000	109	57,000	25	24	23	
	宗佐	194	80,000	194	80,000	25	24	23	
	船町	112	57,000	110	57,000	25	24	23	
	上西条	177	80,000	177	80,000	25	24	23	
	中西条	143	70,000	142	70,000	25	24	23	
	国包	188	80,000	187	80,000	25	24	23	
	厄神	50	23,000	50	23,000	25	24	23	
	緑山	0	0						
		1,136	527,000	1,132	527,000	8	8	8	
平荘町	山角	130	70,000	131	70,000	25	24	23	
	養老	101	57,000	101	57,000	25	24		
	里	156	80,000	156	80,000	25	24	23	
	池尻	153	80,000	151	80,000	25	24	23	
	西山	106	57,000	106	57,000	25	24	23	
	小畑東	67	32,000	69	32,000	25	24	23	
	小畑西	184	80,000	185	80,000	25	24	23	
	一本松	42	23,000	41	23,000	25	24	23	
	神木	36	18,000	36	18,000	25	24	23	

地域敬老事業補助金申請状況

地区名	町内会名	対象者数	対象者へ入 申請可能額	町内会 申請人数	交付決定 額	H25 申請	H24 申請	H23 申請	備考
平荘町	上原	38	18,000	33	18,000	25	24	23	
	新中山	30	13,000	29	13,000	25	24	23	
	磐西	41	23,000	41	23,000	25	24	23	
	磐東	21	13,000	21	13,000	25	24	23	
		1,105	564,000	1,100	564,000	13	13	12	
上荘町	上荘町町内会連合会	1,043	459,000	1,043	459,000				連合会で実施
	見土呂	108	57,000	108	57,000	25	24	23	
	白沢	14	7,000	14	7,000	25	24	23	
	井ノ口	66	32,000	66	32,000	25	24	23	
	日光口	23	13,000	23	13,000	25	24	23	
	都染	95	44,000	95	44,000	25	24	23	
	薬栗	135	70,000	135	70,000	25	24	23	
	小野	93	44,000	93	44,000	25	24	23	
	都台	438	160,000	438	160,000	25	24	23	
	両荘苑	71	32,000	71	32,000	25	24	23	▼
		1,043	459,000	1,043	407,000	9	9	9	
東神吉町	神吉	762	230,000	762	230,000	25	24	23	
	天下原	158	80,000	158	80,000	25	24	23	
	升田	188	80,000	171	80,000	25	24	23	
	出河原	447	160,000				24	23	
	砂部	238	100,000	238	100,000	25	24	23	
	西井ノ口	477	190,000	477	190,000	25	24	23	
	東神吉団地	93	44,000	85	44,000	25	24	23	
	旭団地	121	57,000	121	57,000	25	24	23	
	神吉南	70	32,000	69	32,000	25	24	23	
	新神吉	266	120,000	260	120,000	25	24	23	
	加古川ベルタウン	121	57,000	104	57,000	25	24	23	
			2,941	1,150,000	2,445	990,000	10	11	11
西神吉町	辻	108	57,000	108	57,000	25	24	23	
	岸	505	190,000	438	160,000	25	24	23	
	大国	280	120,000	251	102,060	25	24	23	
	西村	73	32,000	69	32,000	25	24	23	
	中西	190	80,000	190	80,000	25	24	23	
	宮前	101	57,000	105	57,000	25	24	23	
	清水	62	32,000	62	32,000	25	24	23	
	富木	51	32,000	52	32,000	25	24	23	
	西脇	44	23,000	43	23,000	25	24	23	
	長慶	46	23,000	51	32,000	25	24	23	
	大国団地	299	120,000	299	120,000	25	24	23	
	大西団地	25	13,000	33	18,000	25	24	23	
	東山	39	18,000	39	18,000	25	24	23	
	ローレルコート	16	8,000	12	6,000	25	24		
	サザンスクエア	23	13,000	21	13,000	25	24	23	
		1,862	818,000	1,773	782,060	15	15	14	

地域敬老事業補助金申請状況

地区名	町内会名	対象者数	対象者へ入 申請可能額	町内会 申請人数	交付決定 額	H25 申請	H24 申請	H23 申請	備考
米田町	平津	408	160,000	408	160,000	25	24	23	
	東平津	360	160,000	352	160,000	25	24	23	
	船頭	372	160,000	372	160,000	25	24	23	
	船頭県営住宅	64	32,000	64	32,000	25	24	23	
	嵯峨宝殿団地	55	32,000					23	
		1,259	544,000	1,196	512,000	4	4	5	
志方町中地区	上ノ町	94	44,000	94	44,000	25	24	23	
	中ノ町	42	23,000	42	23,000	25			
	下ノ町	45	23,000	44	23,000	25	24		
	東町	66	32,000	66	32,000	25	24	23	
	南町	249	100,000	240	100,000	25	24	23	
	上富木	89	44,000						
	横山	59	32,000	59	32,000	25	24	23	
	投松	106	57,000	106	57,000	25			H25新規
	西飯坂	98	44,000						
	西中	99	44,000	94	44,000	25	24	23	
	上富木団地	12	6,000			中止	24		
	横山台	113	57,000	111	57,000	25	24	23	
	第2横山台	7	3,500	7	3,500	25	24	23	
		1,079	509,500	863	415,500	10	9	7	
志方町東地区	高畑	86	44,000	86	44,000	25	24	23	
	広尾西	50	23,000	50	23,000	25	24	23	
	広尾東	75	32,000	75	32,000	25	24	23	
	中才	25	13,000	22	13,000	25	24	23	
	岡	57	32,000	55	32,000	25	24	23	
	細工所	108	57,000	105	57,000	25			H25新規
	野尻	35	18,000	35	18,000	25	24	23	
	大沢	71	32,000						
	行常	44	23,000	44	23,000	25	24	23	
	畑	54	32,000	54	32,000	25	24	23	
	東飯坂	44	23,000	43	23,000	25	24	23	
	東中	43	23,000	41	23,000	25	24	23	
	大宗	29	13,000						
	城山台	56	32,000	60	32,000	25	24	23	
		777	397,000	670	352,000	12	11	11	
志方町西地区	永室	127	70,000	127	70,000	25	24		
	西牧	111	57,000	111	57,000	25	24	23	
	山中	48	23,000	52	32,000	25	24	23	
	原	167	80,000	168	80,000	25	24	23	
	成井	77	44,000						
	西山	39	18,000	38	18,000	25	24	23	
	横大路	152	80,000	148	70,000	25	24	23	
		721	372,000	644	327,000	6	6	5	
合計	321町内会	43,816	19,218,000	40,520	17,597,060	261	268	256	

平成26年度加古川市地域敬老事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多年にわたり社会につくしてきた高齢者を敬愛し長寿を祝うとともに、高齢者の福祉の増進に寄与するため、町内会・自治会等が実施する敬老事業において補助金を交付することについて、加古川市補助金等交付規則（昭和61年加古川市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助の対象となる団体)

第2条 補助の対象となる団体（以下「補助団体」という。）は、次に掲げる団体等であって、事業遂行のため自ら管理及び運営し、かつ、適正に経理及び監査する能力を有するものとして市長が認めたものとする。

(1)市内の町内会及び自治会

(2)その他市長が認める敬老事業を主催する団体等

2 補助団体が合同で敬老事業を実施する場合は、一つの団体とみなすことができる。

(補助の対象となる事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助団体が開催する敬老会、敬老記念品等の贈呈、その他の敬老事業であって、次の各号に掲げる事項のいずれにも該当する事業とする。

(1)当該年度の9月1日から1月31日までに実施されるもの。

(2)補助団体の区域内の高齢者に参加の機会が提供されるもの。

(3)高齢者の長寿を祝うことを目的とするもの。

(補助の対象となる経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1に掲げるとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助事業に要する経費に相当する額以内の額とし、当該年度の7月1日現在で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により、補助団体の区域内に登録、もしくは補助団体に所属する、当該年度内に70歳以上となる高齢者数の人数に応じ、別表2に定める額を限度とする。

2 第2条第2項により一つの団体とみなした場合の補助金の額は、一つの団体とみなす前のそれぞれの団体が単独で実施した場合に交付される金額を合算したものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助申請者は、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、補助事業を実施する前までに市長に提出しなければならない。

(1)事業計画書

(2)収支予算書

(3)その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、前条に規定する補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、補助金交付・不交付決定書(様式第2号)によりその旨を補助申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 補助申請者は、前条に規定する補助金の交付の決定を受けた場合において、補助金を請求するときは補助金請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補助事業の内容の変更等)

第9条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、遅滞なく補助事業変更申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業変更計画書
- (2) 変更後の収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類
(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業終了後、速やかに補助事業実績報告書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 事業に係る領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類
(検査等)

第11条 市長は、補助団体に対し補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

別表 1 (第 4 条関係)

補 助 対 象 経 費
謝金、消耗品費（記念品に要する費用も含む。）、食糧費（弁当、茶菓子、飲み物等に要する費用をいう。）、印刷製本費、賃借料、委託料その他敬老事業の開催に必要な経費

別表 2 (第 5 条関係)

補助団体における 70 歳以上の高齢者人数 (人)	金 額 (円)
1 ~ 20	高齢者人数 × 500 円
21 ~ 30	13,000 円
31 ~ 40	18,000 円
41 ~ 50	23,000 円
51 ~ 75	32,000 円
76 ~ 100	44,000 円
101 ~ 125	57,000 円
126 ~ 150	70,000 円
151 ~ 200	80,000 円
201 ~ 250	100,000 円
251 ~ 300	120,000 円
301 ~ 350	140,000 円
351 ~ 450	160,000 円
451 ~ 550	190,000 円
551 ~	230,000 円

敬老会開催事業調べ(平成23年度)

	実施主体			対象者	経費(千円)	備考
	市	委託	補助			
加古川市			○	70歳以上	13,000	町内会
赤穂市			○	75歳以上	8,518	まちづくり連絡協議会
西脇市			○	77歳以上	8,915	自治会
宝塚市						
三木市			○		15,237	自治会
高砂市						
川西市						
小野市						
三田市			○	75歳以上	27,495	地区敬老会実行委員会
加西市			○	75歳以上		自治会
たつの市		○		75歳以上	13,000	実行委員会と市の共催
姫路市						
尼崎市						
明石市		○		75歳以上	17,000	実行委員会
西宮市			○	70歳以上	22,162	社会福祉協議会
洲本市	○			75歳以上		
芦屋市	○			70・77・88・99	1,227	
伊丹市		○		70歳以上	6,360	老人クラブ連合会
相生市						
豊岡市			○	75歳以上	21,885	地域・地区
篠山市			○	75歳以上	15,000	実行委員会 (交付金)
養父市				老人クラブ会員		
丹波市			○	75歳以上	22,754	自治会等
南あわじ市	○	○		70歳以上	8,000	市主催または実行委員会との共催
朝来市						
淡路市	○			77歳以上	6,872	
宍粟市			○	75歳以上	11,156	社会福祉協議会
加東市	○			75歳以上	4,696	